

災害時の備え 進んでいますか？



とどまるマンション促進課長
“とどまるくん”

令和8年度

複数回申請可能！

分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

事業名：東京とどまるマンション普及促進事業

災害時に、救援物資が供給されるまでの間、マンションでの生活を継続するためには
日頃からの防災訓練、備蓄等の備えが重要です。

東京都では、停電時でも生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として
登録・公表しており、登録マンションの防災備蓄資器材の購入に補助を行います。

「東京とどまるマンション」への登録と
補助を活用して災害に備えてください！



とどまるマンション促進課長
“とどまるくん”

補助概要

予算がなくなり次第終了します。

「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、防災備蓄資器材の購入費用の一部を補助します。
町会等と合同で防災訓練を行う場合は補助率等が高くなります。

		補助率	上限額	申請期間 ※予算がなくなり次第終了します。
マンション単体 で防災訓練(※)	通常分	2/3	100万円 UP!	令和8年6月5日から 令和8年12月25日まで
町会等と連携して 防災訓練(※)	地域連携分	10/10	150万円 UP!	令和8年6月5日から 令和8年12月15日まで

※通 常 分: 安否確認訓練と資器材を活用した訓練の実施が必要

地域連携分: 合同防災訓練とマンション単体での安否確認訓練の実施が必要

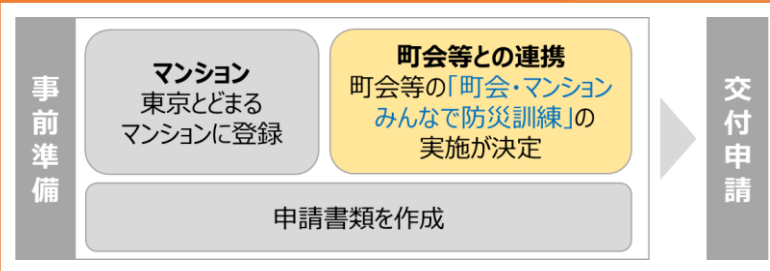
- 補助の対象となるもの 防災備蓄資器材の購入に係る経費（飲料水・食料は対象外）
（例）発電機、簡易トイレ、防災キャビネット、給水タンク、炊き出し器
マンホールトイレ上部構造物 など
- 補助の対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者

新規

令和7年度までに補助を受けたマンションであっても、補助上限額までの範囲で、
複数回申請が可能（申請期間 令和8年11月25日まで）



申請までの一例（地域連携分の場合）



町会等との連携

は、以下でも申請可能

- 防災マンション認定制度等で町会等と防災対策で連携
 - マンション・町会等・地元自治体で防災協定等を締結
- このほか、交付申請後に、町会等と合同防災訓練の実施が必要です。

「東京とどまるマンション」の登録要件

●耐震性

- 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの（新耐震基準）
- 旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたもの。

●ソフト対策※

- <必須事項> 防災マニュアルを策定していること。
- <選択事項> 年1回以上の防災訓練の実施、安否確認方法の構築のうちいずれか一つに取り組んでいること。

※非常用電源でも登録は可



登録申請窓口・補助金申請窓口

- 「東京とどまるマンション」受付事務局 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

登録について ☎ 03-5937-1173

補助金について ☎ 03-5989-1547